

東館南集会所

〒329-0611

上三川町大字上三川1223-1

☎56 8506

5月の共同学習会

「誰もが安心して暮らせる町づくり 認知症の理解と支援」

認知症について正しく理解し、認知症の方への対応や支援について学びます。また、地域包括支援センターが行う相談活動や支援事業についても学びます。

▼期日=5月26日(木) 午前10時~正午

▼場所=東館南集会所 会議室

▼講師=上三川町地域包括支援センター 職員

▼定員=16名(先着順)

▼申込み期間=5月6日(金)~24日(火)

※期間内に、生涯学習課まで、お電話でお申し込みください。

▼問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎56 9159

現代の人権 日本国憲法で保障される基本的人権

○日本国憲法の3つの柱

5月3日は憲法記念日です。日本国憲法は昭和21(1946)年11月3日に公布され、翌22(1947)年5月3日に施行されました。憲法は国のきまりの中で最高位のもので、すべての法律は憲法をもとに作られています。さらに、一切の法律や規則、命令や処分が憲法に適合しているかどうかを判断する「違憲立法審査権^{いけんりっぽうしんさけん}」は裁判所が持っています。権力の一極集中と濫用^{らんよう}を防ぎ、国民の政治的自由を保障するための「三権分立」の原理が働いているからです。

この日本国憲法には基本原則となる「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3つの大きな柱があります。

○基本的人権の尊重

人間が人間らしい生活をするうえで、生まれながらに持っている権利を基本的人権といいます。日本国憲法では、「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」によって確立されたものであり、「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。基本的人権には「誰にも強制されず、自由に生きる権利(自由権)」「等しく尊重され、平等に扱われる権利(平等権)」「すべての人が人間らしい豊かな生活を送る権利(社会権)」「主権者として政治に参加する権利(参政権)」などがあります。また、社会の進展に伴って、環境権や知る権利などの「新しい人権」も生まれています。

今年3月には、旧優生保護法(1948 ~ 1996)下で不妊手術を強制されたのは憲法違反であるとして国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高等裁判所が旧法を憲法違反とする判決を出しました。判決の中で裁判長は旧優生保護法について「差別的思想に基づき、手段も極めて非人道的。憲法違反は明らか」と指摘しています。また、判決後「差別のない社会を作っていくのは、国はもちろん社会全体の責任だ」と異例の所感を述べています。

基本的人権は憲法で保障されていますが、人権が尊重される社会を作っていくためには私たち一人一人の自覚と配慮が不可欠と言えます。

▼問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎56 9159

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。